

糸島市まちづくり基本条例の構成

前文

第1章 総則

【第1条（目的）、第2条（用語の定義）、第3条（条例の位置付け）】

第2章 基本理念

【第4条（基本理念）】

第3章 情報共有

【第5条（情報提供）、第6条（情報公開）、第7条（個人情報の保護）、第8条（市民意思の把握）、第9条（魅力に関する情報の発信）】

第4章 権利及び責務

【第10条（市民の権利）、第11条（市民の責務）、第12条（議会の責務）、第13条（市長の責務）、第14条（市の責務）、第15条（職員の責務）、第16条（附属機関等）、第17条（国、地方公共団体等との連携）】

第5章 住民による自治

【第18条（校区の役割）、第19条（行政区の役割）、第20条（隣組の役割）、第21条（自治組織の連携）、第22条（市の役割）、第23条（まちづくりの拠点施設）】

第6章 協働

【第24条（協働によるまちづくりの推進）、第25条（安全・安心の確保及び危機管理体制の整備）、第26条（子育て及び教育の推進）、第27条（自然環境及び文化の保全・活用・継承）】

第7章 市政

【第28条（総合計画）、第29条（分野別計画）、第30条（計画の実行）、第31条（行政評価）、第32条（改善）、第33条（健全財政）、第34条（住民投票）】

第8章 雑則

【第35条（委任）】

附則

(前文)

糸島市は、地域の将来の成長と発展を見据え、平成22年1月1日、同じ生活圏、経済圏、文化圏としてつながりが強かった前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が合併して誕生しました。

古代、伊都国が存在し、大陸からの新たな文化の玄関口であったこの地は、国宝の指定を受けたわが国最大の内行花文鏡が出土するなど、今も当時をしのばせる多くの文化財が存在しています。また、紺べきの玄界灘、深緑の脊振山系、豊かな実りをもたらす糸島平野と緩やかな河川の流れが織り成す田園風景など、美しい自然と景観に恵まれています。加えて、人と人とのつながりが強く、人情味にあふれています。これらの歴史、自然、人と人との絆は、糸島市の象徴であり、たいせつな宝です。

「市民が誇りに思い、充実して暮らせる魅力と活力に満ちた糸島市を創る」という大きな目標に向かい、市民、議会、市がともに考え、ともに行動することがまちづくりのかなめとなります。

私たち市民には、一人ひとりがまちづくりの主体として、後世のためにも糸島市の持つ豊かな資源を積極的に守り、育て、生かし、郷土愛を育んでいくことが求められています。

子どもからお年寄りまでのすべての市民が一体となって、自らの英知と不断の努力により、糸島市の魅力や価値を高め、基本的人権を尊重し、平和で健やかな暮らしを守っていかねばなりません。

私たち市民の知識、経験、技術、思考、行動をまちづくりに存分に生かすことができるよう、この条例を制定します。

【解説】

前文は、条例を構成する必須の要素ではありませんが、条文本体の前に置かれ、条例制定の背景や趣旨、決意等を述べたもので、各条文の基本的な考え方を明らかにするものです。

この条例の導入部分として、親しみやすい表現とするため、「ですます」調にし、なるべくわかりやすい表現を心がけています。

第1段落 糸島市が平成22年1月1日に合併によって誕生したことを紹介しています。

第2段落 歴史、自然環境、人と人との絆の強さという糸島市の特長を示し、それがかげがえのない宝であることを述べています。

第3段落 市民、議会、市が目指すべき大きな目標として「市民が誇りに思い、充実して暮らせる魅力と活力に満ちた糸島市を創る」ことを示し、そのために協力して行動することがまちづくりのかなめであることを強調しています。ここでいう「まちづくり」とは、第2条第1号において、「地域社会を魅力及び活力あるものにしていく活動のすべて」と定義しています。

第4段落 市民一人ひとりがまちづくりの主体として、郷土愛を育む必要性を述べています。ここでいう「まちづくりの主体」とは、市民一人ひとりが、糸島

市の魅力・活力向上の原動力として、主体的にまちづくりに取り組むという意味があります。また、「資源」とは、人、自然、景観、歴史、文化、農林水産物、都市機能など、糸島市に存在し、糸島市の魅力や価値を高めるためのあらゆるものを指しています。

第5段落 まちづくりの主体となる「市民」の対象範囲について、分かりやすいように、「子どもからお年寄りまで」という表現にしました。第2条第2号に定義していますが、この条例での「市民」は糸島市に住んでいない、通勤、通学者などの関係者も含まれます。年齢・性別を問わず、すべての市民が一体となって、糸島市の魅力や価値を向上させ、基本的人権を尊重し、平和で健やかな暮らしを守る決意を述べています。

第6段落 まちづくりに、市民個々が持っている力（自分にできることや得意な分野）を存分に発揮する、また、発揮できる環境を作るということを条例制定の意義にしています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の権利並びに市民、議会及び市の責務を明らかにし、まちづくりの規範となる基本的事項を定めることにより、自治の力を高め、自立した糸島市（以下「本市」という。）を実現することを目的とする。

【解説】

地方分権・地方主権型の自治体経営に対応するため、また、市民参画の高まりに対応するためには、それぞれの課題に則したルールが必要になります。

ルールを明確にし、市民参画と協働のまちづくりをさらに進めることにより、市民、行政のまちづくりへの意識を向上させます。

そのようにして、自治の力を高めることにより、自立した糸島市を実現することが、この条例の最終的な目的です。

【用語説明】

① 自治

一般的に「自分で自分のことを処置すること。社会生活を自主的に営むこと」を言います。この条文の「自治の力」とは、「市民が、自ら社会生活を営む力」「市が自己決定・自己責任によって行政を運営できる力」という意味になります。ここには、個人単位の狭い範囲から、自治組織や行政の広い範囲までの自治を含みます。

市民を中心に自治を考えると、個人や家庭だけでなく、地域や行政のことについても、自分に関わるものであれば、直接的又は間接的に自分で処置することを指します。

他方、市の自治を考えると、国や県からの指示や命令を受けることなく自ら決定し、処置し、責任を取ることを指します。

なお、憲法第92条にある「地方自治の本旨」とされる「住民自治」と「団体自治」は、この条文にある「自治」に含まれます。

『住民自治』…市の行政は、国の職員や国会議員ではなく、市民又はその代表者

(市長、議員)の意思に基づいて行うことをいいます。

『団体自治』…市の範囲に、市という法人格を持った独立した自治体を設けて、その事務を市に設けた執行機関や議会によって、国家の支配から離れて自主的に、その責任において処理することをいいます。

② 自立した糸島市

市民にとって、いちばん身近な基礎的自治体として、権限と財源を自前で確保し、自己決定、自己責任で糸島市を運営するという意味があります。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 地域社会を魅力及び活力あるものにしていく活動のすべてをいう。
- (2) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 年齢及び性別を問わず、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人
 - イ 年齢及び性別を問わず、市内に事務所若しくは事業所を有し、又は市内で活動する個人
 - ウ 市内に事務所若しくは事業所を有し、又は市内で活動する法人及び団体
- (3) 市 市長、教育委員会その他の執行機関をいう。
- (4) 参画 まちづくりの計画、実行、評価及び改善の各段階において、市民が主体的に関わることをいう。
- (5) 協働 それぞれの果たすべき役割を自覚し、対等な立場で助け合い、協力することをいう。

【解説】

この条例の全体を通じて頻繁に用いる基本的かつ重要な用語について、特に共通認識を持つことが必要と思われるものを定義しています。

《第1号「まちづくり」について》

「まちづくり」には、道路・上下水道・公園などの社会資本整備のときに使う「街づくり」だけではなく、広い意味があります。保健、福祉、衛生、教育、環境、防犯、防災、産業振興、土木など幅広い分野において、市民が「住んでよかった」と満足することができるよう、魅力的で活力のある地域社会を作っていくためのすべての活動を指します。

《第2号「市民」について》

「市民」には、本市に関係するより多くの人々にまちづくりに携わって欲しいという思いから、市内に住民票を置く「住民」に限らず、通勤・通学者、団体、法人を含み、範囲を広げています。また、性別を問わないことを示し、「男性も女性も対等な立場」という男女共同参画の考え方を盛り込んでいます。

また、市内に住まず、市内への通勤・通学もなく、市内に事務所・事業所を構えていなくても、市内で活動している個人、法人、団体も「市民」と定義しています。具体的には、ボランティア活動やサークル活動などを市内で行う個人や団体などが考え

られます。

《第3号「市」について》

「市」は、行政の執行機関のことです。市長に加え、地方自治法第180条の5の規定により設置しなければならない教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を指します。

《第4号「参画」について》

「参画」は、単なる「参加」とは区別されます。講演会やまつりなどの各種催しを見たり、聴いたりすることは、「参加」です。一方で、自分の意思を催しの内容に反映させるため、計画、実行、評価及び改善の各段階で主体的に参加し、意思形成過程に関わることが「参画」です。

まつりに例えると、単なる見物客は参加、スタッフは参画となります。

《第5号「協働」について》

「協働」とは、それぞれの主体が同じ目標に向かって対等な立場で協力しながら、自らの役割を果たすもの（広い意味での協働）と、実際に一緒に行うもの（狭い意味での協働）の両方を指します。

まつりに例えると、実行委員会形式で市民と行政がまつりを計画、実施、評価、改善することは、「広い意味での協働」となり、まつり当日、いっしょに会場の運営を行うことは、「狭い意味での協働」となります。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市のまちづくりにおける最高規範であり、市民、議会及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、この条例の基本理念を実現するため、各種の計画の策定及び条例、規則等（以下「条例等」という。）の制定その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 市は、各種の計画の策定若しくは変更又は条例等の制定若しくは改廃に当たっては、この条例の趣旨に反しないようにしなければならない。

【解説】

この条例の位置付けや各種の計画、他の条例、規則等との関係がどのようになるのかを規定しています。

《第1項について》

この条例は、本市の最上位の条例であり、市民、議会、市は、この条例の意味や内容をじゅうぶん理解し、行動する必要があることを述べています。

《第2項について》

第4条の基本理念を実現するための方法を規定しています。

この条例は「基本条例」であり、基本理念や基本的な事項を規定しており、具体策は規定していません。具体的な事業を行う場合には、別途、各種の計画の策定や条例等を制定することになります。しかし、費用や利害調整等の問題から、措置を講じることができない場合もあるため、努力義務にしています。

《第3項について》

本市の最高規範であるこの条例が、他に与える影響力を示した規定です。

市が各種の計画の策定や変更をしたり、各種条例等の制定や改廃を行ったりする場合には、最上位であるこの条例の趣旨に反しないようにしなければなりません。

【用語説明】

① 規範

「模範、基準、手本」を意味します。「まちづくりにおける最高規範」とは、まちづくりを行う場合の最もたいせつにするべき基準と言えます。

② 各種の計画

市の計画の最上位である総合計画と分野別計画のことをいいます。分野別計画とは、総合計画に基づく、各分野別の詳細な計画のことです。

③ 条例、規則等

条例及び規則のほか、告示、訓令、要綱、規程、基準も含まれます。

第2章 基本理念

(基本理念)

第4条 まちづくりは、自助・共助・公助の精神にのっとり、市民、議会及び市が情報を共有し、参画及び協働によって推進しなければならない。

【解説】

基本理念として、「どのような方法で、まちづくりを推進するのか」を規定しています。まちづくりについては、市民、議会、市が情報を共有したうえで、計画段階からの「参画」と、役割分担や対等な立場で協力して取り組む「協働」を進めることを述べています。

なお、「どのようなまちを作るか」については、本市の将来像を定める総合計画をはじめとした各種の計画の中で掲げ、具体的な施策や事業を行うこととなります。

【用語説明】

① 基本理念

経済・社会情勢の変化に左右されない普遍的な価値観や根本的な考え方のことです。

② 自助・共助・公助の精神

行政や自治組織に頼ることなく、自らの問題を自らの力で解決する「自助」、隣近所や自治組織、ボランティア団体などとの協力で解決する「共助」、自助や共助では解決が困難な問題を行政が解決する「公助」という各段階での助け合いの精神です。

「自助」で解決が困難なものに「共助」で取り組み、それでも解決できない課題を「公助」で取り組みます。

第3章 情報共有

(情報提供)

第5条 市民、議会及び市は、まちづくりに関する情報を相互に提供するように努めなければならない。

2 市は、市政に関する情報を積極的に、正確に、わかりやすく、及び速やかに提供し、説明責任を果たさなければならない。

【解説】

市民、議会、市の情報の共有化と市政に関する情報の提供についての規定です。

《第1項について》

市民、議会、市が、同じ方向を向いてまちづくりを推進するためには、情報を提供し合うことが必要です。情報を共有することで相互理解が深まり、参画と協働が進み、まちづくりが円滑化します。

《第2項について》

市政に関する情報の提供は、積極的に、正確に、わかりやすく、速やかに行う必要があります。市は、その内容について説明する責任を果たさなければなりません。「情報公開」は、請求者の求めに応じて行いますが、市政に関する情報は、市が自ら進んで提供するものです。

【用語説明】

① 市政に関する情報

市が作成した計画書や広報紙、ホームページなどで、誰に提供しても問題がない市政に直接関係する情報のことです。

(情報公開)

第6条 市は、別に条例等で定めるところにより、市が保有する情報を求めに応じて公開しなければならない。

【解説】

市が保有する情報について、公開の義務を規定しています。

市では、既に、情報公開制度（糸島市情報公開条例及び同施行規則）に基づき情報公開を行っています。ただし、市が保有する情報の中には、個人情報など無制限に公開することができないものもあります。

【用語説明】

① 条例等

糸島市情報公開条例及び同施行規則を指します。

情報公開条例第9条において、「次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときを除き、当該情報の公開をしなければならない。」と規定しており、公開できない事項を掲げています。

② 市が保有する情報

第5条の「市政に関する情報」とは異なり、市政に直接関係ないものを含み、範囲の広い情報になります。この中には、個人情報や政策形成過程で公開できない不確定

な情報なども含まれています。

なお、「保有」とは、情報公開条例に規定されているとおり、市の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で、業務上必要なものとして利用・保存されている状態のことをいいます。

(個人情報の保護)

第7条 市は、別に条例等で定めるところにより、市が保管する個人情報を保護しなければならない。

【解説】

第5条では、市は市政に関する情報を提供し、第6条では、市が保有する情報を公開することを規定していますが、その際に、個人情報の流出を防ぐため、この条で個人情報保護の規定を設けています。

市では、既に個人情報保護制度（糸島市個人情報保護条例及び同施行規則）に基づき個人情報を保護していますが、災害時に必要な名簿の提供など、個人情報の保護についての例外もあります。

【用語説明】

① 条例等

糸島市個人情報保護条例及び同施行規則を指します。

個人情報保護条例第14条において、個人情報の目的外利用又は外部提供をしてはならないと規制しています。ただし、「人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があるとき」などには、個人情報の利用や提供を認めています。

(市民意思の把握)

第8条 市は、積極的に地域の実情及び市民の意思を把握するよう努めなければならない。

2 市は、市民が自由に意見又は要望を提出し、又は提案することができるよう努めなければならない。

【解説】

《第1項について》

市政は、市が独断で行うのではなく、市民の意思を把握して、適切に対応しなければなりません。机上だけで業務を行うのではなく、進んで現場に出かけ、地域の実情を正確に把握することが求められます。

なお、市が把握した市民意思については、第14条第3項において、「市は、市民の意思を適切に市政へ反映させなければならない。」と規定しています。

《第2項について》

現状を的確に把握し、分析するためにも、市民の意見や要望、提案に耳を傾けることが重要で、そのための制度づくりが必要です。

市民が、市に対して意見を述べたくても、「その方法が分からない」「きちんと聴い

てくれるか不安」ということがなく、市民が自由に意見・要望を出しやすくなるように努めなくてはなりません。

現在、市では、市長への手紙、どこでも市長室、Eメールでの問い合わせ、市民モニター、市民満足度調査等のアンケートなどでも意見、要望、提案を受け、市民意思の把握に努めています。

市の政策や条例等の案を示して市民の意見を公募するパブリックコメントも、市民意思の把握のためのものと言えます。パブリックコメントについては、「糸島市パブリックコメント手続に関する規程」を設け、具体的な内容を規定しています。

(魅力に関する情報の発信)

第9条 市民及び市は、本市の魅力に関する情報を積極的に発信するよう努めなければならない。

【解説】

行政だけではなく、市民が一緒になって本市の魅力に関する情報を市内外に発信することで、「いとしまブランド」の価値がさらに高まることが期待できます。

これには、「シティセールス」という考え方も含まれています。シティセールスを直訳すると「都市を売り込む」ことになりますが、それだけではなく、その売り込みによって、ヒト、モノ、カネ、情報などを本市に呼び込み、本市のイメージや価値を高めていくことが重要です。

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などのマスメディアに加え、インターネットやミニコミ誌、フリーペーパー、クチコミなど、ソーシャルメディアを含めた、いろいろな媒体を通じ、本市の魅力に関する情報を積極的に発信していくことが必要になっています。

第4章 権利及び責務

(市民の権利)

第10条 すべての市民は、まちづくりの主体として参画する権利を有する。

2 市民は、市が保有する情報について、知る権利を有する。

3 市民は、まちづくりに関して意見を述べる権利を有する。

4 市民は、まちづくりに関する不当な扱い又は不正な事項の解決を求める権利を有する。

【解説】

市民には、市政だけでなく、地域活動やボランティア活動なども含む「まちづくり」における権利があります。この条では、市民の4つの権利を規定しています。

《第1項について》

年齢や性別を問わず、子どもからお年寄りまでのすべての市民が、まちづくり全般にわたって計画策定段階から主体的に関わる「参画」の権利を持っているという原則を明記しています。

《第2項について》

市が保有する情報について、市民の知る権利を規定していますが、第6条（情報公

開)と第7条(個人情報保護)の規制を受けることになります。

《第3項について》

「まちづくりに関して意見を述べる」ことは、まちづくりの主体である市民に保証されるべき権利であり、第1項に規定する参画の一つの形です。

《第4項について》

市民のまちづくりへの参画が進むと、その中で不当な扱いを受けたり、不正な事項を発見したりする可能性があるため、その解決を求める権利を規定しています。

地方自治法では、市の不当な財務会計上の行為に対する住民監査請求(第242条)、市の事務の執行に対する監査の直接請求(第75条)が規定されていますが、これらは、あくまで市政に対することであり、ここでは、広い意味でまちづくり全般を対象としています。

(市民の責務)

第11条 市民は、まちづくりに関心を持ち、情報の把握に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、相互に連携しながら、積極的に参画するよう努めなければならない。

3 市民は、自らの知識、経験、技術、思考、行動を積極的にまちづくりに活用するよう努めなければならない。

【解説】

市民には、「まちづくり」における権利を持つと同時に、責務もあります。この条では、市民の3つの責務を規定しています。

《第1項について》

「まちづくりに関心を持ち」という表現には、市民が市政や地域活動に対し関心を持ち、自分たちのまちをたいせつにするという意味を含んでいます。

また、参画するためには、他の市民や議会、市から提供されたまちづくりの情報の把握に努める必要があります。

《第2項について》

「相互に連携しながら」とは、市民が協力してまちづくりを進めるという、横のつながりの意味があります。

なお、市の職員も定義のうえでは市民に含まれ、地域活動などに積極的に参画するよう努めることも意味しています。

《第3項について》

効率的かつ効果的にまちづくりを行うために、市民が持つ知識、経験、技術、思考、行動を活用することを規定しています。

それぞれの得意分野を生かすことは、対等な立場で助け合い、協力する「協働」の考え方にもつながります。

(議会の責務)

第12条 議会は、市民の代表である議員によって組織された意思決定機関として、市民の意思が市政に正確かつ迅速に反映されるよう努めなければならない。

2 議会は、市政が常に民主的かつ効率的に行われ、市の政策、施策及び事務事業（以下「政策等」という。）の水準の向上及び市政の円滑化が図られるよう調査及び監視に努めなければならない。

3 議会は、別に条例等で定めるところにより、議会が保有する情報を求めに応じて公開し、あわせて開かれた議会の運営に努めなければならない。

【解説】

議会は、自治体の機関の一つとして、協働のまちづくりを市民や市とともに進めていく責務があります。地方自治法には、議会運営に関する規定がありますが、市民との協働等に関する規定がないことから、議会の基本的責務を規定するものです。

《第1項について》

議会が、意思決定機関として、市民の声に耳を傾け、市民の意思がまちづくりに正確かつ迅速に反映されるよう努めることを規定しています。

なお、意思決定機関の議会には、議決権（条例制定、予算議決、決算認定）をはじめ、意見書提出権（国・行政庁へ公益事件の意見書提出）、選挙権（議長・副議長選挙、選挙管理委員会委員・補充員選挙）、決定権（議員の資格決定）、同意権（特別職職員の選任、市長の職務代理者の期限前の退職、議長・副議長・議員の辞職）などの権限があります。

《第2項について》

議会の任務の一つである行政の監視機関としての責務を規定しています。

議会は、選挙により市民の負託を受けた議員の合議体であり、市政に対する決定権を持っています。市長との二元代表機関として、市の市政執行について、チェック機能を果たさなければなりません。

調査及び監視については、監査委員に対する監査請求権、地方自治法第100条の委員会による事務調査、関係人の出頭、証言、記録提出請求などの調査権があります。

《第3項について》

議会情報の公開と開かれた議会に関する規定です。

議会が保有する情報は、市の情報公開制度と同様に、条例や規則に基づき、市民の求めに応じて会議録などを公開することとなります（糸島市議会が管理する情報の公開等に関する規則）。

このほか、会議の公開（傍聴やテレビ・インターネット中継）、ホームページ掲載、議会だよりの発行などを行っています。議会の活動状況を積極的にPRし、市民にとって、より身近で、開かれた議会運営に努めるための規定です。

(市長の責務)

第13条 市長は、市民の健やかな暮らし及び本市の持続的な発展のために必要な政策等を立案し、市民の期待に応えるよう努めなければならない。

2 市長は、政治倫理を守り、公正かつ誠実に市政を行わなければならない。

3 市長は、市の代表者として、市の職員（以下「職員」という。）を適切に指揮監督し、あわせて効率的かつ効果的な予算の編成及び執行により、健全な財政状況を維持しなければならない。

【解説】

第2条第3号のとおり、「市長」は「市」に含まれるため、第14条の市の責務の規定が適用されます。しかし、特に市長は選挙で選ばれた市の代表者であるため、この条で市長の職にある者として、倫理を含めた責務を設けています。

《第1項について》

市民の健やかな暮らしと本市の持続的な発展のために、実効性のある政策等を立案する市長の責務を規定しています。

選挙で選ばれた市長は、市民の負託に応えなければなりません。しかし、市民から寄せられる期待はさまざまで、利害関係によって全く正反対の要望があるため、すべてに応えることは不可能です。そのため、「努めなければならない」という努力義務にしています。

《第2項について》

市長の公職としての倫理規定を定めたものです。

市長は、政治倫理をきちんと守り、公正、誠実な市政運営により、市民からの信頼を得る必要があります。具体的な倫理基準等については、議員を含めて政治倫理条例に委ねています。

《第3項について》

自治体経営者としての管理監督責任を規定したものです。

市長は、市の代表者として、強いリーダーシップを発揮し、自らの補助職である市の職員を適切に指揮監督することが求められます。また、効率的で効果的な予算編成と執行により、健全な財政状況を維持していく責務があります。

(市の責務)

第14条 市は、市民の生命、身体及び財産を守り、福祉の増進を図るよう努めなければならない。

2 市は、市政の方向性を明確にしたうえで、参画の機会を確保するよう努めなければならない。

3 市は、市民の意思を適切に市政へ反映させなければならない。

4 市は、市民から信頼される職員を育成しなければならない。

5 市は、市民の協働の意識が向上し、まちづくりを担う人材が育つための政策等を実施しなければならない。

【解説】

市は、基礎自治体として、地域における行政を自主的、総合的に実施する役割を広く担うものとされており、この条では、その責務を5つ規定しています。

《第1項について》

市にとって最もたいせつな使命である、市民の生命、身体及び財産を守ることを述べるとともに、市民の福祉の増進に努めることを規定しています。

また、福祉の増進のために、市が必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供し続けるという意味があります。

《第2項について》

市が市民の参画機会の確保に努めることを規定しています。

まずは、市政をどう進めていくかを市民に示すことで、市民は、自らのまちづくりへの関わり方を容易に把握でき、参画しやすくなります。

《第3項について》

市が第8条の規定により把握した地域の実情や市民の意思を放置せず、適切に市政に反映することを規定しています。

《第4項について》

職員が市民から必要とされ、信頼されるように、人材の育成義務を規定しています。

市が市民とともにまちづくりを進めていくためには、職員の人材育成が欠かせません。市では、既に「人材育成基本方針」を策定しており、この方針に沿って職員的能力開発に取り組んでいます。

《第5項について》

市民に協働の意識が浸透し、市民の経験や能力がより一層まちづくりに生かされ、まちづくりの担い手として成長するよう、市がその土壌をつくることを規定しています。

具体的には、市が、市民向けに身近な地域課題を解決するための市民講座や勉強会の場などを提供することが考えられます。

【用語説明】

① 福祉

ここでは、社会福祉、高齢者福祉、障がい者福祉という狭義の「福祉」だけでなく、「人々の幸福」という意味を含めた広義の「福祉」を指しています。

② 適切に市政に反映

市民の意思には、時として、賛否が分かれるような意見もあり、すべての意見を市政に反映させることは不可能です。緊急性や必要性、費用対効果などを検討したうえで、市政に反映させることになることを意味しています。

(職員の責務)

第15条 職員は、全体の奉仕者として、職員倫理を守って職務に専念し、政策等を公正かつ的確に実施しなければならない。

2 職員は、市民の意見、提案、要望等に対し、状況を把握したうえで、適切かつ速やかに対応しなければならない。

3 職員は、本市の魅力及び市民の福祉を増進させるため、効率的かつ効果的な職務遂行により、成果を追求しなければならない。

【解説】

憲法第15条第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定されています。

また、職員は、地方公務員法第35条や市の服務規程により、職務に専念しなければなりません。

《第1項について》

市民から信頼をされるよう、職員が自らを律し、常に倫理を守って公正かつ的確に職務を遂行することを規定しています。

《第2項について》

職員が、市民の意見、提案、要望等を親身になって聴き、地域の実情をしっかりと把握したうえで、適切かつ速やかに対応することを規定しています。「等」には、市民からの苦情も含み、その対応ひとつひとつが、市民からの信頼向上につながります。

《第3項について》

職員が、事業等の財源が税金であることを念頭に置き、コスト意識をたいせつにしながらかつ本市の魅力及び福祉の増進のために成果を出すことを規定しています。

(附属機関等)

第16条 市の附属機関及びこれに準じる機関（以下「附属機関等」という。）の会議は、別に条例等で定めるところにより、公開しなければならない。

2 市は、市民との協働を進めるため、附属機関等の委員に、できる限り公募による市民を加えなければならない。

【解説】

《第1項について》

市及び議会と同様、附属機関等の会議を公開とし、意思形成過程における審議の透明性を確保するとともに、情報の共有化を図るための規定です。ただし、情報公開条例等で個人情報保護の観点等から非公開となるケースを規定しているため、「別に条例等で定めるところにより」という制限を加えています。

《第2項について》

市の附属機関等の委員選考に当たっては、専門家や利害関係者を指名するだけでなく、できる限り公募によって一般市民を加えることを規定しています。

この規定は、市民の参画機会の拡大、市民との協働の推進、附属機関等の透明性の確保を目的とするものですが、市民感覚の意見を吸い上げて、行政課題の解決や市民サービスに反映させることにもつながります。

なお、「できる限り」とした理由は、専門的な知識を要するなど、公募がなじまない審議会があるため、このような表現にしています。

【用語説明】

① 市の附属機関

地方自治法第138条の4第3項の規定により市の条例で定める機関で、専門家や団体の代表者、市民などで構成され、行政の重要事項について審査、審議、調査などを行う機関を言います。

② これに準じる機関

市の附属機関に準じる機関のことで、市が定めた規程等に基づき、附属機関に準じて設置された機関（委員会やワーキング会議など）のことを言います。

(国、地方公共団体等との連携)

第17条 市は、国、県、その他の地方公共団体、法人等と連携して共通の課題を解決するよう努めなければならない。

【解説】

市は、国や県と対等・協力の関係にあり、それぞれの役割を意識して国、県、その他の自治体や法人等と連携し、共通する課題の解決に努めなければなりません。

連携する理由は、共通する課題をより効率的かつ効果的に解決するためです。共通課題は、防災、水資源の確保、環境汚染対策、観光の振興などさまざまです。

【用語説明】

① その他の地方公共団体

本市と特に関係が深い福岡都市圏の市町や、隣接する佐賀市や唐津市などが考えられます。なお、福岡都市圏とは、福岡市とその他周辺16市町で構成された地域です。

② 法人等

「市民」には含まれないものであり、市内に事務所を持たず、市内で活動していない事業者のことで、市外の民間企業、公益法人、大学などが含まれます。

第5章 住民による自治

(校区の役割)

第18条 小学校通学区域ごとの自治組織（以下「校区」という。）は、住民の相互交流等の推進に努めなければならない。

2 校区は、校区の区域内の自治組織（以下「行政区」という。）の間の調整及び他の校区との連携に努めなければならない。

3 校区は、区域内の小学校、中学校、高等学校、大学等（以下「学校等」という。）と連携してまちづくりを行うよう努めなければならない。

4 校区は、区域内の地域資源をたいせつにしたうえで、まちづくりに積極的に活用し、後世に受け継がれるよう努めなければならない。

【解説】

第5章では、地縁（町又は字などの一定の区域に住所を有する人の縁）による自治組織の役割を規定し、あわせてボランティア団体等の活動も含む住民自治に対する市の役割を規定しています。

この条例で規定する内容は、各自治組織に共通する事項であり、それぞれの組織が取り組む活動内容を拘束するものではありません。それぞれの組織は、規約等を設け、自らの意思で地域を良くするために活動しています。

本市における自治組織は、小学校の通学区域を範囲とした「校区」、その校区内を一定の地縁で分けた「行政区」、行政区を一定の地縁で分けた「隣組」という構造になっています。

この条では、校区の運営委員会や振興協議会などの役割について規定しています。

《第1項について》

校区は、校区住民の相互交流等を推進することを規定しています。

校区単位でのまちづくりを円滑かつ活発に進めていくには、校区住民が互いに仲良く、協力することができる環境をつくることが大変重要です。

《第2項について》

校区内の行政区間の調整や他の校区との連携についての規定で、情報の共有や共通課題の解決などが考えられます。

人口減少や少子高齢化によって、自治会活動、地域の自然環境の維持・保全、まつりや地域文化の継承、災害時の対応などが困難になっていきます。

行政区では解決できないことや、各行政区に共通する課題は校区で取り組み、他の校区にまたがる課題は校区間で連携・協力することが必要です。

《第3項について》

校区と学校等の連携についての規定です。

校区が校区内にある学校等と連携することにより、まちづくりの幅が広がり、地域に根差した、開かれた学校づくりにもつながることが期待されます。

《第4項について》

地域資源を積極的に活用することは、校区の特徴あるまちづくりや校区の人材育成につながります。また、そのたいせつな資源が後世に受け継がれることで、脈々と校

区への愛着を育み、ひいては、校区単位のまちづくりの活性化が期待できます。

【用語説明】

① 相互交流等

具体的には、校区のイベント、まつり、文化祭、体育祭、スポーツ大会、国際交流などが想定されます。

また、各校区では、相互交流以外にも、環境保全や安全・安心の取組など、校区の魅力向上や課題解決に向け創意工夫していることから「相互交流等」としています。

② 小学校、中学校、高等学校、大学等

小中学校、高等学校、大学の他に、専門学校、幼稚園、保育所などを含みます。

③ 地域資源

人、自然、景観、歴史、文化などまちづくりに活用することができるすべての要素のことを指します。

(行政区の役割)

第19条 行政区は、住民の連携により、自然環境及び生活環境の保全等の推進に努めなければならない。

【解説】

現在、本市には162の行政区があり、それぞれが規約等に基づき、住民の生活により身近な道路、公園、河川、水路、海岸等の環境美化活動、ごみの仕分けや資源回収、里山保全や景観保護、敬老会や子ども会活動、まつりや文化・体育行事などの活動を実施しています。

住民の連携を図ることにより、行政区の一体感が生まれ、共助の範囲が広がります。また、「地域の課題は、できる限り地域で解決する」ことにもつながると期待されます。

(隣組の役割)

第20条 行政区の区域内の自治組織（以下「隣組」という。）は、向こう三軒両隣の助け合いの精神にのっとり、隣近所における相互扶助に努めなければならない。

【解説】

高齢化が進行する社会においては、日頃親しく交際している近隣で、困ったときはお互いさまと助け合う、「向こう三軒両隣（自分の家の向かい側にある三軒の家と、左右二軒の隣家）」の助け合い精神により、支え合う「地域の絆」を保つことが、今後ますます重要になってきます。

特に、万一の災害にもいち早く対応できる組織の単位が隣組であり、安全・安心な生活の基礎となります。

都市化により、隣近所の付き合いや信頼関係が希薄になりがちですが、向こう三軒両隣の相互扶助が、まちづくりには欠かせないことから、この規定を設けています。

(自治組織の連携)

第21条 校区、行政区及び隣組は、住民の安全・安心で健やかな暮らし及び各組織への加入推進のため、連携するよう努めなければならない。

【解説】

この条文は、校区、行政区、隣組が連携し、できるだけ多くの住民に加入してもらい、活動に参画してもらうための規定です。

少子高齢化により、独り暮らしのお年寄りやお年寄り夫婦だけの世帯が増加しているため、日頃の助け合いや見守りに加え、災害時の援護などが大変重要となります。また、そのためにも、住民が日々健康に暮らせる環境づくりが求められます。住民の安全・安心や健康づくりは、行政の力だけで成果が出せるものではなく、住民に身近な自治組織（校区、行政区、隣組）との連携が必要です。

自助・共助・公助の精神でまちづくりを推進するという観点から、自治組織の活動には、大きな期待が寄せられています。

本来、自治組織への加入は、個人の自由意思ですが、個人の生命や財産を守るため、また、地域活性化のため、まちづくりに対する市民の関心を高める必要があります。

(市の役割)

第22条 市は、まちづくりが活発化するよう、住民が活動しやすい環境づくり並びに校区、行政区及び隣組への積極的な加入促進に努めなければならない。

2 市は、校区、行政区、隣組、ボランティア団体等の活動に対して必要な支援を行い、その自立を促さなければならない。

【解説】

《第1項について》

市の役割として、住民に対し自治組織への加入を促進することを規定しています。

校区、行政区、隣組などの地縁の団体は、行政から独立して自主運営する任意の組織であることから、市は、自主性と主体性を尊重しなければなりません。

他方、自助・共助・公助のまちづくりを進めていくためには、自治組織の活動は大変重要であり、組織力を維持・強化する必要があります。

自治組織に加入する人が増え、その活動が活性化することは、まちづくりに関心を持つ市民が増加することにつながります。市が自治組織への加入促進に努めることは、参画と協働の意識向上のための取り組みとしても、たいせつなことと言えます。

なお、条文中の「住民が活動しやすい環境づくり」の例としては、次のようなことが考えられます。

- (1) 活動に有益な情報の提供
- (2) まちづくりに関する講座や講演会の実施
- (3) まちづくりを進めていくうえで障害となる事項の解消へ向けた助言
- (4) 人的、財政的な支援

《第2項について》

市は、自治組織やボランティア団体を支援しながら、自立を促していくことを規定

しています。それらの団体等の活動に、市が過度に補助したり介入することは、組織・団体の自立を阻害するだけでなく、行政に対する依存体質や要望・陳情型のまちづくりを促進する危険性があります。

そのため、市、校区、行政区、隣組、ボランティア団体等は、対等協力の関係を築き、「自分たちに何ができるのか、何をすべきか」という自助・共助・公助の精神により、協働でまちづくりを行うこととしています。

現在、市が行っている具体的な支援策としては、校区まちづくりに対する事業補助、行政区や隣組が設置する集会所の新設、増築、改築等に対する補助、糸島市NPO・ボランティアセンター「こらぼ糸島」による情報提供、ボランティア団体等の活動を支援する市民提案型まちづくり助成制度、行政区で実施する盆踊りなどの文化活動で使用する備品購入の補助、出前講座の実施などがあります。

【用語説明】

① ボランティア団体等

ボランティア団体の他に、NPO（非営利組織）、NGO（非政府組織）などの団体やボランティア活動を行っている個人、学校や九州大学の学生グループなども含みます。

② 必要な支援

校区、行政区、隣組、ボランティア団体等が社会で活動していくうえで、本当に必要な支援を適切に行うという意味です。

③ 自立

人的・財政的な支援を受けず、自己決定、自己責任で組織や団体の運営をしていく力を持つことを意味します。

（まちづくりの拠点施設）

第23条 市は、別に条例等で定めるところにより公民館等を設置し、まちづくりの拠点施設と位置付ける。

2 行政区及び隣組は、住民の総意により集会所等を設置し、まちづくりの拠点施設と位置付ける。

【解説】

《第1項について》

公民館等をまちづくりの拠点施設と位置付けることを規定しています。

《第2項について》

行政区や隣組が独自に設置するまちづくりの拠点施設について規定しています。

なお、これらは、各自治組織の規約等により、住民の総意に基づき設置することになります。

【用語説明】

① 公民館等

糸島市公民館条例（平成22年条例第156号）に規定する校区公民館に加え、地域住民のまちづくりの拠点施設となるコミュニティセンター、NPO・ボランティアセ

ンター、健康福祉センターあごら・ふれあい、男女共同参画センターラポール・かがやき、図書館、いとしま応援プラザなどの公共施設も含まれます。

② 集会所等

行政区公民館や隣組の集会所に加え、空き部屋や空き店舗を利用し拠点としている空間も含まれます。

第6章 協働

(協働によるまちづくりの推進)

第24条 市民、議会及び市は、この条例の基本理念に基づき、積極的に協働によって、まちづくりを進めるよう努めなければならない。

【解説】

この条では、まちづくりを進めるに当たり、意識して、積極的に協働していくことを規定しています。

少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化に伴い、行政だけでは対応できない課題が生じており、従来の行政主導の画一的な行政サービスの提供では、その課題解決の手法にも限界があります。

また、地域の実情に合った特色あるまちづくりを進めるためにも、市民、議会、市が共通認識を持ちながら、対等な立場で協力して進める「協働のまちづくり」が必要となります。

今後は、「新しい公共」といわれるNPOやボランティア団体をはじめ、自治組織や市民団体など、専門性や意欲を持った多様な民間主体と協働していくことがたいせつです。

協働の具体例としては、「自助・共助・公助」の考えに基づく、防犯や見守り（子どもやお年寄り）などの安全・安心の取組、環境美化活動、校区単位のまちづくりなどがあります。

協働で行うまちづくりの取組のうち、特に市民との関わりが深く、本市がたいせつにすべきものを、この条以降の第25条、第26条、第27条で3つ規定しています。市民による検討会議の中で要望が集中した3つの協働事業を明文化したもので、条例の前文とともに、他の自治体の基本条例との違いが明確となる特徴的な部分です。

『新しい公共』・・・行政だけでなく、市民や市民団体、地域組織、NPO、企業などを地域づくりの担い手と位置付け、協働によって、地域のニーズに応じた社会サービスの提供等をしようとする考え方です。社会貢献による参加者の自己実現、地域経済の活性化、社会的コストの軽減効果など、多面的意義があります。

(安全・安心の確保及び危機管理体制の整備)

第25条 市民及び市は、協働によって、安全で安心な生活を確保するよう努めなければならない。

2 市は、災害による緊急事態に的確に対応するため、日頃から危機管理体制を整備し、あわせて国、県、その他の地方公共団体、法人等と連携するよう努めなければならない。

3 市民は、日頃から災害に備え、自主防災組織の継続的な活動に取り組み、緊急事態が発生したときは、自らの安全確保を図り、あわせて相互に協力し、市と連携するよう努めなければならない。

【解説】

《第1項について》

「安全で安心な生活」には、防災、防犯をはじめ、危機管理、暴力追放、交通安全、バリアフリーやユニバーサルデザインなど広い意味があります。

少子高齢化が進行し、国・地方を問わず財政状況が厳しい中、本市では協働で「安全・安心」に取り組もうという決意が込められています。

『ユニバーサルデザイン』…年齢や障害の有無などに関わらず、できるだけ多くの人に使いやすいようにデザインすること。

《第2項について》

安全・安心の中でも、特に市が果たすべき役割として、日頃から危機管理体制を整備するとともに、市だけでは対応できないことを想定して、国、県、他の地方公共団体等との広域的な連携に努めることを規定しています。

《第3項について》

市民の役割として、日頃から災害に備え、緊急事態発生時には相互に協力し、市と連携することを規定しています。

本市の各行政区では、自主防災組織を立ち上げています。組織をつくるだけでなく、災害に備え、継続的に活動していくことがたいせつです。市民と市が協働することで、緊急事態発生時に、よりの確に対応することが可能となり、被害を最小限に食い止めることにつながります。

また、実際に非常事態が発生したときには、行政機能が一時的に停止する可能性があり、被災地における公的援助が迅速かつじゅうぶんに行われる保障がありません。まずは、「自らの命は自ら守る」ことを意識し、防災グッズの常備や避難ルートの確認、避難訓練の実施と、これらの取組への積極的な参画により、安全確保に努めることがたいせつです。

なお、具体的な災害対策については、「地域防災計画」で災害の種類ごとに明記しています。

【用語説明】

① 災害

地震、水害、がけ崩れなどの大規模な自然災害をはじめ、大規模火災や放射能流出、大気汚染の発生などの人的災害も含んでいます。

(子育て及び教育の推進)

第26条 家庭、市民、学校等及び市は、協働によって、将来の担い手である子どもの健全やかな成長及び郷土愛を育むための教育に取り組み、あわせて、まちづくりの担い手となる人材を育成するよう努めなければならない。

2 家庭は、子育ての主体となり、子どもを守り、しつけ、心身の健康を維持するよう努めなければならない。

3 市民は、一体となって子どもを育成することに努めなければならない。

4 学校等は、子どもに対する知育、徳育、体育、食育等の充実に努めなければならない。

5 市は、子育て及び教育に関し必要な政策等を実施しなければならない。

【解説】

《第1項について》

子どもを持つ家庭が子育ての主体ですが、「将来の担い手である子ども」のため、市民、学校等、市も協力し、健全育成と郷土愛を育むための教育に取り組むことを明記しています。あわせて、まちづくりの担い手となって力を発揮する人材を、家庭、市民、学校等及び市の協働により育成することを規定しています。

家庭が自助、市民が共助、学校等と市が公助という役割により、基本理念をたいせつにしなが、互いに協力して子育て・教育を行うことを規定したものです。

《第2項について》

子どもにとって一番身近な存在である家庭が、社会的にも弱い立場にある子どもを守り、未熟な子どもをしつけ、心身の健康を維持することを家庭の役割として規定しています。

《第3項について》

子どもが安心して通学し、地域で遊べるよう、校区、行政区、隣組やボランティア団体などと一体となって、地域全体で子どもを育てることを市民の役割として規定しています。

《第4項について》

学校等は、基本的に教育を行うところであり、家庭の役割と区別しています。教育に加え、乳幼児の保護と養育の充実も必要であるため、「知育、徳育、体育、食育等」と表現しています。

《第5項について》

市の役割として、子育て及び教育に必要な政策等を実施することを規定しています。具体的には、子育て関連の事業の実施や情報提供、義務教育環境の充実、出産費・育児費・学費等への財政的な支援などがあります。

【用語説明】

① 学校等

幼稚園、保育所などを含み、就学前の子どもも取組の対象であることを示しています。

② 郷土愛

生まれ育った故郷を愛することです。

(自然環境及び文化の保全・活用・継承)

第27条 市民及び市は、協働によって、本市のたいせつな財産である自然環境及び文化を保全し、活用し、後世に受け継がれるよう努めなければならない。

【解説】

本市の大きな魅力や財産である自然環境と文化について、協働で守り育てることを規定したものです。

自然環境や文化を守り、活用して、後世に受け継がれるように、市民と市が協働して取り組むことを述べています。

なお、現在、協働で行われている取組としては、環境美化活動や有価資源回収団体支援、環境パトロール、生ゴミの堆肥化支援、森林整備・植林事業、農地・水・環境保全向上対策事業、竹林オーナー制度、竹のチップ化、カキ殻の活用、伝統芸能である神楽の保存、文化財の保存・整備・活用、文化・芸術団体の支援等が挙げられます。

【用語説明】

① 文化

人々が長い時間をかけて作りあげた習慣や振舞いなどを意味し、地域の歴史や伝統なども含みます。

第7章 市政

(総合計画)

第28条 市は、市民及び議会に対し市政の方向性を明確にし、総合的かつ計画的に市政を行うため、市が取り組むべき政策等を示した総合計画を策定する。

2 市は、総合計画を策定するときは、地域特性を生かし均衡ある発展に配慮しなければならない。

3 市は、総合計画を本市の最上位の計画に位置付け、原則としてこれに基づいて政策等を実施しなければならない。

【解説】

第7章は、計画、実行、評価、改善の行政のマネジメント・サイクルと財政、住民投票で構成し、市政の基本的なあり方を明記しています。

この条では、「総合計画」について規定しています。

『マネジメント・サイクル』…目的達成のために、計画を策定し、計画通りに実行できたか評価し、次の計画へ活用する一連の管理システムのこと。

《第1項について》

市では、平成22年度に、平成23年度から10年間の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための政策を盛り込んだ「第1次糸島市長期総合計画」を策定しました。これは、あくまで計画書の名称であり、法的にはこの条例によって「総合計画」と位置付けられます。計画、実行、評価、改善の各段階で市民参画を進めるとともに、総合的な調整を図り、計画的・効率的に政策等を実施するために、総合計画（基本構想・

基本計画・実施計画)を策定する必要があると判断しています。

《第2項について》

合併によって市域が広がったこともあり、総合計画の策定に当たって、画一的な取り扱いをするのではなく、地域特性を生かして、均衡ある発展に配慮することを規定しています。

《第3項について》

総合計画が市の最上位の計画であることを規定しており、市の行う政策等は、緊急・突発的なものや市長マニフェストに関するものを除き、この総合計画に基づくこととなります。

【用語説明】

① 総合計画

本市の将来像や目標人口、基本的な政策等を示す「基本構想」、各種施策や重点プロジェクト等を定める「基本計画」、具体的な事業を3年間のローリング方式（経済、社会情勢の変化に対応するために毎年度修正、補完を行う方式）で毎年策定する「実施計画」の3つの計画の総称です。

地方分権の推進により、平成23年度に地方自治法が改正され、「基本構想」の策定が法定義務ではなくなりました。

(分野別計画)

第29条 市は、市政を効率的かつ効果的に推進するため、必要に応じて、それぞれの分野についての計画（以下「分野別計画」という。）を策定し、それに基づく政策等を実施する。

2 市は、前項に規定する分野別計画を策定するときは、前条に規定する総合計画との整合を図らなければならない。

【解説】

《第1項について》

総合計画は、本市の将来像や方針を定めるとともに、あらゆる分野の政策、施策、事業を網羅したものです。その実効性を高めるために、必要に応じて分野別に詳細な計画（分野別計画）を策定し、政策等を実施します。

《第2項について》

分野別計画は、基本構想や基本計画の目標や指標等を実現するためのもので、実施計画の根拠となることから、総合計画との整合を図ることを義務付けています。

【用語説明】

① 分野別計画

総合計画に基づく、各分野別の詳細な計画のことです。具体的には、糸島市地域防災計画や行財政健全化計画などがあり、平成24年12月時点で、約40の分野別計画が策定されています。

(計画の実行)

第30条 市は、総合計画及び分野別計画（以下「計画」という。）に掲げた政策等について、緊急性、必要性、効率性等を勘案し、確実に成果を挙げるよう努めなければならない。

2 市は、計画に掲げた政策等の成果を確認できるよう、目標とする成果指標をできる限り数値化し、この達成に向けて最大限の努力をしなければならない。

【解説】

《第1項について》

第28条、第29条に規定する総合計画、分野別計画に掲げる政策等の実効性を確保し、確実に成果を挙げるよう努めることを明確にしています。

《第2項について》

政策等の成果を確認するため、目標とする成果指標をできる限り数値化することを規定しています。

成果指標を数値化して設定することにより事後の評価が容易になります。

また、目標を数値化することで、さらなる市民の満足度向上につなげることができます。

ただし、「数値では政策や施策の達成度を測れない」また「的確な数値目標を設定し難い政策や施策がある」ことから、できる限り数値化するものとし、数値目標を評価のための一つの要素と位置付けています。

【用語説明】

① 緊急性、必要性、効率性等を勘案

財政状況なども勘案し、限られた予算の中で、優先順位を付けて実施することを意味しています。

(行政評価)

第31条 市は、政策等の成果を確認し、改善に資するため、定期的に行政評価を行わなければならない。

2 市は、行政評価に当たっては、計画及び実行の妥当性を判断するため、市民の満足度、成果指標等を活用しなければならない。

【解説】

行政評価は、限られた財源を有効に活用するための手法で、評価の結果は、事業の改善や廃止、新たな政策等の企画立案に役立っています。

本市では、平成22年度に行政評価制度を設けて、政策、施策、事業ごとに、事前評価、事後評価、内部評価、外部評価、市民満足度調査などを組み合わせて実行しています。

《第1項について》

政策等の成果の確認と改善のため、定期的に行政評価を実施することを規定しています。

《第2項について》

行政評価を実施するに当たり、政策等の妥当性の判断に、市民満足度、数値目標等の成果指標等を活用することを規定しています。

【用語説明】

① 行政評価

行政が実施する政策等について、その有効性、効率性、必要性を評価することです。行政評価は、内部評価と外部評価に別れます。

内部評価は、実際に業務を担当した部課の職員が、成果や効果を点検・評価するもので、外部評価は、住民代表の議会をはじめ、専門家や住民の視点で点検・評価するものです。

② 定期的

実施要領により、政策、施策、事業に分けて一定の期間ごとに評価します。

③ 市民の満足度

総合計画に掲げた政策等の実施状況について、市民がどのくらい満足しているかの度合いを表すものです。

(改善)

第32条 市は、行政評価の結果に基づき、必要に応じて政策等の改善を行わなければならない。

【解説】

市の政策等について、行政評価を通じて効果が低いと判断したものについては、廃止を含み改善することになります。制度設計や事業内容を改善して次の計画に反映させ、政策等の質的向上につなげることが狙いです。

市民が本当に必要とする最適なサービスを提供し、市民満足度を向上させるとともに、無駄を省き、効率性を高めることは、行政にとって普遍的な課題です。

市では、行政改革大綱や評価制度により、市が実施する事務事業について、計画、実施、評価、改善のマネジメント・サイクル（P・D・C・Aサイクル）を徹底することとしています。

(健全財政)

第33条 市は、財政的に自立した市政を目指し、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう努めなければならない。

2 市は、政策等を実施するに当たり、本市の財政状況及び将来にわたる市民の財政負担を勘案しなければならない。

3 市は、市民が健全な財政運営に関して理解を深め、市政に協働することができるよう努めなければならない。

【解説】

この条は、健全財政に取り組み、将来のまちづくりの担い手である子どもたちのために、できる限り財政的な負担をさせたくないという意思を示したものです。

《第1項について》

市が、財政的に自立した市政を目指すには、経費の節減だけではなく、自主財源を確保して収入の増加を図る必要があります。収入の増加は、単に税金（税率）を上げるというのではなく、企業誘致や定住促進による税収増など、新たな財源の確保や、税金、使用料、手数料などの収納率向上を指しています。

また、限られた資源を有効に活用するという意味で、最少の経費で最大の効果を得られる政策等を実施する必要があります。

《第2項について》

市は、財政状況を無視することなく、長期的な視点で市民への財政負担を勘案し、健全財政に努めることを規定しています。

受益者負担の原則に立ちつつ、国や県などの各種補助制度や有利な起債を活用して、持続可能な自治体経営を行うという意味です。

《第3項について》

市民が健全な財政運営への理解を深め、市政に協働することができるよう、市の努力義務を規定しています。市民に市の健全財政への取組を知ってもらい、理解を深めてもらうことが、協働のまちづくりへの動機付けになります。

例えば、「医療費の削減に向けた市民の健康づくり」「焼却費用の縮減に向けた家庭ゴミの減量化」「税金や各使用料・手数料の自主納付」など、健全な財政運営のために果たすべき市民の役割を自覚してもらうということです。

【用語説明】

① 財政的に自立した

市民サービスや事業に必要な財源を自らの力で調達できるという意味です。

(住民投票)

第34条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接広く住民の意思を問う必要があると判断したときは、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 住民投票を実施しようとする場合には、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格、投票の方法その他必要な手続を別に条例で定める。

【解説】

わが国では、間接民主制（議会制民主主義）が採用されていますが、その原則だけでは万全とはいえず、憲法でも国民投票、国民審査等の直接民主制の制度が定められています。これは、国民主権主義を基本原理とする憲法が、国の政治の主体者である国民に対して、より実質的な主権者としての意味を与えるための措置です。

この基本原理は、市民の直接請求という制度で、地方自治法にも引き継がれており、この条例においても市民参画の手法として住民投票を規定するものです。

《第1項について》

市長は、市政の重要事項について、住民の意思を確認するために、住民投票を実施することができることを規定しています。

《第2項について》

市長が住民投票条例を議会に提案したうえで実施することから、市長のみが投票の結果を尊重することとなります。ただし、この「尊重」とは、必ずしも「従わなければならない」という意味ではありません。

その理由は、憲法第94条に「法律の範囲内で条例を制定することができる。」という規定があるためです。

法律により市長と議会という二元代表制を定め、それぞれに権限が付与されている中で、条例に基づく住民投票の結果に従うような拘束力を持たせることは、市長の権限を制約することにつながります。

《第3項について》

住民投票の実施方法を規定しています。

具体的には、市長が住民投票を行う場合は、その都度、個別に住民投票条例案を作り、市の意思決定機関である議会に諮り、実施の是非を判断してもらうということです。これは、議会制民主主義の原則に配慮し、市長独断で住民投票を実施することを防止するためです。

なお、この規定は、地方自治法第74条に基づく住民の条例制定改廃の請求及び同法第112条の議員の議案提出権に基づく住民投票の発議に影響するものではありません。

【用語説明】

① 市政に関する重要な事項

市全域で市民全般に及ぼす市政の重要案件について、市民の意見が二分するような事項や本市の存立に係る事項を指します。

② 住民の意思

市内に住所を有する人々の意思のことです。「市民の意思」とせず、「住民の意思」としている理由は、第2条に市民の定義があるためです。

投票権のある者が、市外の人や法人などに及ぶという誤解を与えないために、あえて「住民」と規定しています。

第8章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例を施行するに当たって、より詳細な事項を定める必要がある場合、市民の負託を得た市長が、この条例の趣旨に反しない範囲で別に定めることとなります。

具体的には、別の条例、規則、規程、各種の計画を作ることとなります。

また、第3条第3項の規定により、この条例の趣旨に反しないようにするために別の条例の改廃が必要になれば、議会の議決を受けることとなります。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の効力が発生する施行日を定めています。

この条例は、平成24年9月議会定例会で成立し、平成24年10月5日公布、平成25年4月1日施行です。本市の最上位の条例について、市民の理解を得るため、半年間の周知期間を設けました。

(糸島市協働のまちづくり推進条例の廃止)

2 糸島市協働のまちづくり推進条例（平成22年糸島市条例第198号）は、廃止する。

【解説】

この条例の中に、糸島市協働のまちづくり推進条例の内容を含んでいるため、同時に同条例を廃止するものです。